

# 飼育動物診療施設関係事項変更届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事

様

住所（法人にあつては、事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条に基づき下記のとおり届け出ます。

## 記

### 1 診療施設の名称

### 2 開設場所

〒

TEL

### 3 変更した事項

【診療施設の名称、診療施設の部分的な構造設備、管理者の住所・氏名、診療の業務を行う獣医師、診療の業務の種類、法人の定款。

以上のうち該当する事項について（旧）及び（新）を記載】

「変更する事項を記載」

（旧）

（新）

### 4 変更年月日

年 月 日

### 5 備考

記載にあたっての注意事項

- 1 変更が生じてから 10日以内に届出下さい。  
10日以上経過している場合には、遅延理由書をあわせて提出してください。
- 2 診療施設の経営を法人化するなど開設者が変更になった場合は、変更届ではなく、旧施設の廃止届と新たな開設者による開設届の提出が必要になります。
- 3 診療施設の場所を変更した場合も、変更届ではなく旧施設の廃止届と新たな場所の開設届の提出が必要になります。
- 4 診療を行う獣医師に変更があった場合、変更届の他に新たに診療を始める獣医師の方についての獣医師免許の写しを添付下さい。  
また、診療施設の管理者（獣医師）の変更があった場合には、当該管理者の住所を記載してください。
- 5 エックス線装置の変更があった場合、新たなエックス線装置に関する設備概要の届出が必要です。様式は、開設届の別紙3になります。
- 6 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合には、その旨及び廃止後の措置に関する次の概要を備考欄に記載して下さい。
  - (1) 放射性同位元素による汚染の除去の概要（除去の年月日、場所、方法等）
  - (2) 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要（譲渡又は廃棄の年月日、方法、譲渡先名又は廃棄業者名等）